

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p><b>( 目的 )</b>  第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第12条第1項の規定に基づき、ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、一般消費者の適正な商品選択に資するとともに、ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの製造及び販売業における不当な顧客の誘引を防止し、もって公正な競争を確保することを目的とする。</p> <p><b>( 定義 )</b>  第2条 この規約で「ナチュラルチーズ」とは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の規定に基づく乳及び乳製品の成分規格等に関する省令（昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。）第2条第17項に規定するナチュラルチーズをいう。なお、当該ナチュラルチーズには、香り及び味を付与する目的で、乳に由来しない風味物質を添加することができるものとする。</p> <p>2 この規約で「プロセスチーズ」とは、乳等省令第2条第18項に規定するプロセスチーズであって、乳等省令別表二（三）（4）の成分規格に合致するものをいう。なお、当該プロセスチーズには、次の各号に掲げものを添加することができるものとする。</p> <p>(1) 食品衛生法で認められている添加物</p> <p>(2) 脂肪量の調整のためのクリーム、バター及びバターオイル</p> <p>(3) 香り、味、栄養成分、機能性及び物性を付与する目的の食品（添加量は製品の固形分重量の1/6以内とする。ただし、前号以外の乳等の添加量は製品中の乳糖含量が5%を超えない範囲とする。）</p>	

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>3 この規約で「チーズフード」とは、乳等省令第7条第2項第4号にいう乳又は乳製品を主要原料とする食品であって、一種以上のナチュラルチーズ又はプロセスチーズを粉砕し、混合し、加熱溶融し、乳化してつくられるもので、製品中のチーズ分の重量が51%以上のものをいう。なお、当該チーズフードには、次の各号に掲げるものを添加することができるものとする。</p> <p>(1) 食品衛生法で認められている添加物</p> <p>(2) 香り、味、栄養成分、機能性及び物性を付与する目的の食品（添加量は製品の固形分重量の1/6以内とする。）</p> <p>(3) 乳に由来しない脂肪、蛋白質又は炭水化物（添加量は製品重量の10%以内とする。）</p> <p>4 この規約で「事業者」とは、ナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードを製造し、若しくは販売し、又は輸入して販売する者をいう。</p> <p>5 この規約で「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給するナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードの取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 商品、容器又は包装による広告その他の、表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似する物による広告その他の表示（ダイレクトメール、ファクシミリ等によるものを含む。）及び口頭による広告その他の表示（電話によるものを含む。）</p> <p>(3) ポスター、看板（プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。）ネオン・サイン、アドバルーン、その他これらに類似する物による広告及び陳列物又は実演による広告</p> <p>(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送（有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。）映写、演劇又は電光による広告</p> <p>(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示（インターネット、パソコン通信等によるものを含む。）</p> <p><b>（ 必要な表示事項 ）</b></p> <p>第3条 事業者は、ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）に定めるところにより、ナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードの容器又は包装に、次に掲げる事項を一括して、外部から見やすい場所に、邦文で明りょうに表示しなければならない。</p>	<p><b>（ 必要な表示事項 ）</b></p> <p>第1条 ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第3条第1項に規定する必要な表示事項は、第2条から第9条までに掲げる基準に基づき、第10条に掲げる様式により表示するものとする。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(1) ナチュラルチーズ又はプロセスチーズにあつては種類別、チーズフードにあつては名称</p> <p>(2) チーズフードにあつては  (ア) 無脂乳固形分  (イ) 乳脂肪分  (ウ) 乳脂肪分以外の脂肪分  (エ) 乳蛋白質以外の蛋白質分  (オ) 乳糖以外の炭水化物分  ただし、(ウ)(エ)(オ)を含まない場合は当該項目を省略する。</p> <p>(3) 原材料名</p>	<p>( 種類別又は名称 )</p> <p>第2条 規約第3条第1項第1号の規定により表示すべき種類別又は名称は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ナチュラルチーズにあつては、種類別は「ナチュラルチーズ」と表示する。</p> <p>(2) プロセスチーズにあつては、種類別は「プロセスチーズ」と表示する。</p> <p>(3) チーズフードにあつては、名称は「チーズフード」と表示する。</p> <p>( チーズフードの無脂乳固形分等 )</p> <p>第3条 規約第3条第1項第2号により表示すべき事項は、それぞれ製品重量に占める割合を百分率(小数第一位まで)で表示する。ただし、同号(ウ)から(オ)までに規定する事項を含まない場合にあつては、当該項目を省略する。</p> <p>( 原材料名 )</p> <p>第4条 規約第3条第1項第3号の規定により表示すべき原材料名は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 使用した原材料は、食品添加物以外の原材料、食品添加物の順で、各原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。</p> <p>(2) 食品添加物以外の原材料のうち、2種類以上の原材料からなる原材料(以下「複合原材料」という。)については、当該複合原材料の名称の次に括弧を付して、当該複合原材料の原材料を当該複合原材料の原材料に占める重量の割合の多いものから順に、その最も一般的な名称をもって表示する。この場合において、複合原材料の製品の原材料に占める重量の割合が5%未満のとき又は複合原材料の名称からその原材料が明らかなきときは、当該複合原材料の原材料の表示を省略することができる。</p> <p>(3) 食品添加物は、食品衛生法(昭和22年法律第233号)の規定に基づく食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)及び乳及び乳製品の成分規格等に関する省令(昭和26年厚生省令第52号。以下「乳等省令」という。)に基づき表示する。</p> <p>(4) 牛以外の動物の乳を原材料として製造したナチュラルチーズにあつては、当該動物の種類を使用量の多いものから順に表示する。</p> <p>(5) アレルギー物質を含む食品を原材料に使用する場合は、食品衛生法施行規則及び乳等省令の規定に基づき表示する。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>(4) 内容量</p> <p>(5) 賞味期限</p> <p>(6) 保存方法</p> <p>(7) 輸入品にあつては原産国名</p> <p>(8) 製造業者又は輸入業者の氏名又は名称及び所在地</p> <p>2 紙製容器包装及びプラスチック製容器包装への分別回収のための識別マークは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）に基づく特定容器包装の表示の標準となるべき事項を定める省令（平成13年財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省令第2号）に基づき表示しなければならない。</p>	<p>(6) 遺伝子組換え食品を原材料に使用する場合は、食品衛生法施行規則及び農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づく遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成12年農林水産省告示第517号）に基づき表示する。</p> <p><b>（ 内容量 ）</b>  第5条 規約第3条第1項第4号の規定により表示すべき内容量は、計量法（平成4年法律第51号）及びJAS法に基づく加工食品品質表示基準（平成12年農林水産省告示第513号）に基づき、「グラム」若しくは「g」又は「キログラム」若しくは「kg」と表示する。</p> <p><b>（ 賞味期限 ）</b>  第6条 規約第3条第1項第5号の規定により表示すべき賞味期限は、乳等省令及び加工食品品質表示基準に基づき表示する。</p> <p><b>（ 保存方法 ）</b>  第7条 規約第3条第1項第6号の規定により表示すべき保存方法は、乳等省令及び加工食品品質表示基準に基づき流通、販売、消費等における状況を考慮した上で、製品の特性に応じた適切な保存の方法を具体的に表示する。</p> <p><b>（ 輸入品の原産国名 ）</b>  第8条 規約第3条第1項第7号の規定により表示すべき輸入品の原産国名は、加工食品品質表示基準に基づき表示する。</p> <p><b>（ 製造業者又は輸入業者の氏名又は名称及び所在地 ）</b>  第9条 規約第3条第1項第8号の規定により表示すべき製造業者又は輸入業者の氏名又は名称及び所在地は、乳等省令及び加工食品品質表示基準に基づき表示する。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則																			
	<p>( 一括表示事項の様式 )</p> <p>第10条 規約第3条第1項に規定する必要な表示事項の様式は次のとおりとする。</p> <p>(1) ナチュラルチーズ又はプロセスチーズの場合</p> <table border="1" data-bbox="853 297 1449 555"> <tr><td>種類別</td></tr> <tr><td>原材料名</td></tr> <tr><td>内容量</td></tr> <tr><td>賞味期限</td></tr> <tr><td>保存方法</td></tr> <tr><td>原産国名(備考6)</td></tr> <tr><td>製造者(備考7)</td></tr> </table> <p>(2) チーズフードの場合</p> <table border="1" data-bbox="853 589 1449 1025"> <tr><td>名称</td></tr> <tr><td>無脂乳固形分</td></tr> <tr><td>乳脂肪分</td></tr> <tr><td>乳脂肪分以外の脂肪分(備考4)</td></tr> <tr><td>乳蛋白質以外の蛋白質分(備考4)</td></tr> <tr><td>乳糖以外の炭水化物分(備考4)</td></tr> <tr><td>原材料名</td></tr> <tr><td>内容量</td></tr> <tr><td>賞味期限</td></tr> <tr><td>保存方法</td></tr> <tr><td>原産国名(備考6)</td></tr> <tr><td>製造者(備考7)</td></tr> </table> <p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とする。</li> <li>2 表示に用いる文字は、種類別又は名称については、日本工業規格Z8305(1962)に規定する14ポイントの活字以上の大きさの肉太の活字とし、種類別又は名称以外の表示事項については、当該規格に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とする。ただし、表示可能面積がおおむね150cm<sup>2</sup>以下のものにあつては、当該規格に規定する5.5ポイントから7.5ポイントまでの大きさの活字とすることができる。</li> <li>3 表示しない項目にあつては、この様式中その項目を省略する。</li> <li>4 チーズフードにあつては、無脂乳固形分、乳脂肪分、乳脂肪分以外の脂肪分、乳蛋白質以外の蛋白質分及び乳糖以外の炭水化物分を表示する。ただし、乳脂肪分以外の脂肪分、乳蛋白質以外の蛋白質及び乳糖以外の炭水化物を含まない場合にあつては、その項目を省略する。</li> <li>5 賞味期限をこの様式に従い表示することが困難な場合には、この様式の賞味期限の欄に表示箇所を表示すれば、他の箇所に表示することができる。この場合において、保存方法についても、この様式の保存方法の欄に表示箇所を表示すれば、賞味期限の表示箇所に近接して表示することができる。</li> <li>6 輸入品にあつては、原産国名を表示する。</li> </ol>	種類別	原材料名	内容量	賞味期限	保存方法	原産国名(備考6)	製造者(備考7)	名称	無脂乳固形分	乳脂肪分	乳脂肪分以外の脂肪分(備考4)	乳蛋白質以外の蛋白質分(備考4)	乳糖以外の炭水化物分(備考4)	原材料名	内容量	賞味期限	保存方法	原産国名(備考6)	製造者(備考7)
種類別																				
原材料名																				
内容量																				
賞味期限																				
保存方法																				
原産国名(備考6)																				
製造者(備考7)																				
名称																				
無脂乳固形分																				
乳脂肪分																				
乳脂肪分以外の脂肪分(備考4)																				
乳蛋白質以外の蛋白質分(備考4)																				
乳糖以外の炭水化物分(備考4)																				
原材料名																				
内容量																				
賞味期限																				
保存方法																				
原産国名(備考6)																				
製造者(備考7)																				

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>( 特定表示事項 )</p> <p>第4条 ナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードの容器又は包装に、国名又は原産地若しくは「チェダー」、「ゴーダ」、「エメンタール」その他これらに類する名称を表示する場合は、施行規則で定めるところによらなければならない。</p>	<p>7 輸入品にあつては、この様式中「製造者」を「輸入者」とする。</p> <p>8 この様式は、縦書とすることができる。</p> <p>9 この様式の枠を表示することが困難な場合には、枠を省略することができる。</p> <p>( 特定表示事項 )</p> <p>第11条 規約第4条第1項の規定に基づく表示は、次の基準によるものとする。</p> <p>(1) 国名を表示する場合</p> <p>ア ナチュラルチーズ又はプロセスチーズ</p> <p>(ア) 商品名に表示する場合</p> <p>a 当該国産のチーズ分の重量は、製品中のチーズ分の重量の75%以上であること。</p> <p>b 当該重量の割合を、見やすい場所に明りょうに表示すること。ただし、当該割合が100%である場合は、割合の表示を省略することができる。</p> <p>(イ) 商品名以外に表示する場合</p> <p>当該国産のチーズ分の製品中のチーズ分に占める重量の割合を、見やすい場所に明りょうに表示すること。ただし、当該割合が100%である場合は、割合の表示を省略することができる。</p> <p>イ チーズフード</p> <p>(ア) 商品名に表示する場合</p> <p>a 当該国産のチーズ分の重量は、製品重量の51%以上であること。</p> <p>b 当該重量の割合を見やすい場所に明りょうに表示すること。</p> <p>(イ) 商品名以外に表示する場合</p> <p>当該国産のチーズ分の製品に占める重量の割合を、見やすい場所に明りょうに表示すること。</p> <p>(2) 原産地名を表示する場合</p> <p>ア ナチュラルチーズ又はプロセスチーズ</p> <p>(ア) 商品名に表示する場合</p> <p>a 当該地産のチーズ分の重量は、製品中のチーズ分の重量の60%以上であること。</p> <p>b 当該重量の割合を見やすい場所に明りょうに表示すること。ただし、当該割合が100%である場合は、割合の表示を省略することができる。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>2 ナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードの容器又は包装に、ブルーチーズ、カマンベールチーズその他の香味の著しく強いチーズが含まれている旨を表示する場合は、施行規則で定めるところによらなければならない。</p>	<p>(1) 商品名以外に表示する場合 当該地産のチーズ分の製品中のチーズ分に占める重量の割合を、見やすい場所に明りょうに表示すること。ただし、当該割合が100%である場合は、割合の表示を省略することができる。</p> <p>イ チーズフード</p> <p>(ア) 商品名に表示する場合 a 当該地産のチーズ分の重量は、製品重量の51%以上であること。 b 当該重量の割合を見やすい場所に明りょうに表示すること。</p> <p>(1) 商品名以外に表示する場合 当該地産のチーズ分の製品に占める重量の割合を、見やすい場所に明りょうに表示すること。</p> <p>(3) 「チェダー」、「ゴーダ」、「エメンタール」その他これらに類する名称を表示する場合 ア ナチュラルチーズ又はプロセスチーズ</p> <p>(ア) 商品名に表示する場合 a 当該チーズ分の重量は、製品中のチーズ分の重量の60%以上であること。 b 当該重量の割合を見やすい場所に明りょうに表示すること。ただし、当該割合が100%である場合は、割合の表示を省略することができる。</p> <p>(1) 商品名以外に表示する場合 当該チーズ分の製品中のチーズ分に占める重量の割合を、見やすい場所に明りょうに表示すること。ただし、当該割合が100%である場合は、割合の表示を省略することができる。</p> <p>イ チーズフード</p> <p>(ア) 商品名に表示する場合 a 当該チーズ分の重量は、製品重量の51%以上であること。 b 当該重量の割合を見やすい場所に明りょうに表示すること。</p> <p>(1) 商品名以外に表示する場合 当該チーズ分の製品に占める重量の割合を、見やすい場所に明りょうに表示すること。</p> <p>2 規約第4条第2項の規定に基づき、ブルーチーズ、カマンベールチーズその他の香味の著しく強いチーズが含まれている旨を表示する場合は、当該チーズ分の製品中のチーズ分に占める重量の割合を、見やすい場所に明りょうに表示すること。この場合において、その旨を商品名に表示する場合は、「 チーズ入り」、「 チーズイン」又は「 チーズブレンド」としなければならない。</p>

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p>3 ナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードの容器又は包装に、栄養成分又は熱量に関する表示を行う場合は、健康増進法(平成14年法律第103号)に基づく栄養表示基準(平成15年厚生労働省告示第176号)に基づき表示しなければならない。</p> <p><b>( 不当表示の禁止 )</b></p> <p>第5条 事業者は、ナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードの取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 第2条第1項から第3項までの定義に該当しない商品について、当該定義に該当する商品であるかのような表示</p> <p>(2) 第4条第1項及び第2項に規定する事項の使用基準に該当しない表示</p> <p>(3) 客観的な根拠に基づかない、病気の予防、痩身等の効能・効果表示</p> <p>(4) 客観的な根拠に基づかない、天然、自然、特選、高級等の表示</p> <p>(5) 架空又は容易に得られる賞の表示</p> <p>(6) 内容物の保護又は品質保全に必要な限度を超えて過大な容器又は包装を用いる表示</p> <p>(7) 不当な価格表示</p> <p>(8) 他の事業者の同種の商品について、その特徴を不適切に比較する表示</p> <p>(9) 前各号に掲げるもののほか、商品の内容又は取引条件について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものより著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(10) 原産国について、誤認されるおそれがある表示</p> <p>(11) おとり広告に関する表示</p> <p>(12) 他の事業者のナチュラルチーズ、プロセスチーズ又はチーズフードを、中傷し又は誹謗する表示</p> <p><b>( 公正取引協議会の設置 )</b></p> <p>第6条 この規約を適正に施行するため、チーズ公正取引協議会(以下「公正取引協議会」という。)を設置する。</p> <p>2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者及び事業者の団体をもって構成する。</p>	<p>3 前二項に規定する割合の表示は、容器又は包装に日本工業規格Z8305(1962)に規定する8ポイントの活字以上の大きさの活字で、外部から見やすい場所に、明りょうに表示すること。ただし、内容量が30g以下の小包装(ベビー型、スティック型等)のものにあつては、最小販売単位の製品を収容する容器又は包装に表示することができる。</p> <p><b>( 不当表示の禁止 )</b></p> <p>第12条 チーズフードの商品名に「 チーズ」と表示することは、規約第5条第1号の規定に該当するものとする。</p> <p>2 規約第5条第6号に規定する内容物の保護又は品質保全に必要な限度を超えて過大な容器又は包装を用いる表示とは、外から内容物が確認できない場合であつて、当該内容物の容積(製品を垂直に立てたとき、下部に堆積した内容物(内容物が個々に包装されている場合は、当該包装材料を含む。)の容積をいう。)が、当該容器又は包装の内容容積の3分の2未満のものをいう。ただし、内容物の保護又は品質保全のため、ガスを充てんする等やむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>3 前項ただし書の規定による、内容物の保護又は品質保全のため、ガスを充てんする等やむを得ない場合にあつては、内容を、日本工業規格Z8305(1962)に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字(表示可能面積がおおむね150cm<sup>2</sup>以下のものにあつては、日本工業規格Z8305(1962)に規定する5.5ポイントから7.5ポイントまでの大きさの活字とすることができる。)で、規約第3条第1項に規定する必要な表示事項とは別に、製品の見やすいところに表示すること。</p>

## 公正競争規約

## 公正競争規約施行規則

### ( 公正取引協議会の事業 )

第7条 公正取引協議会は次の事業を行う。

- (1) この規約の内容の周知徹底に関すること。
- (2) この規約についての相談及び指導に関すること。
- (3) 会員の製造及び販売するナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの品質検査に関すること。
- (4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。
- (5) この規約の規定に違反する者に対する措置に関すること。
- (6) 関係官公庁との連絡に関すること。
- (7) 規則の制定又は改廃に関すること。
- (8) 一般消費者からの苦情の処理に関すること。
- (9) その他この規約の施行及び改正に関すること。

### ( 違反に対する調査 )

第8条 公正取引協議会は、第3条から第5条までの規定に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事実を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他必要な調査を行うことができる

- 2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。
- 3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、3万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。

### ( 違反に対する措置 )

第9条 公正取引協議会は、第3条から第5条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為を行った事業者に対し、当該違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、第3条から第5条までの規定に違反する行為を再び行ってはならない旨を文書をもって警告することができる。

- 2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた事業者が当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、30万円以下の違約金を課し、除名処分をし、又は公正取引委員会に必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 3 公正取引協議会は、前条第3項又は本条第1項若しくは第2項の規定により警告をし、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって公正取引委員会に報告するものとする。

公正競争規約	公正競争規約施行規則
<p><b>( 違反に対する決定 )</b></p> <p>第10条 公正取引協議会は、第8条第3項又は前条第2項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合は、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。</p> <p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合は、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づき更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。</p> <p>4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合は、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p> <p><b>( 規則の制定 )</b></p> <p>第11条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、又はこれを変更しようとするときは、事前に公正取引委員会の承認を受けるものとする。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>この規約の変更は、平成18年1月4日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この施行規則は、規約の変更について公正取引委員会の認定の告示があった日から施行する。</p> <p>2 この施行規則の施行の日以前に製造、加工又は輸入されたものの表示は、告示があった日から1年間は、なお従前の例によることができる。ただし、施行規則第6条の規定にかかわらず、賞味期限に係る表示は、平成17年7月31日までに製造、加工又は輸入されるものについては、なお従前の例によることができる。</p>